

# 水産分野における優良系統の保護等 に関するガイドラインの概要

# 第1 本ガイドラインについて

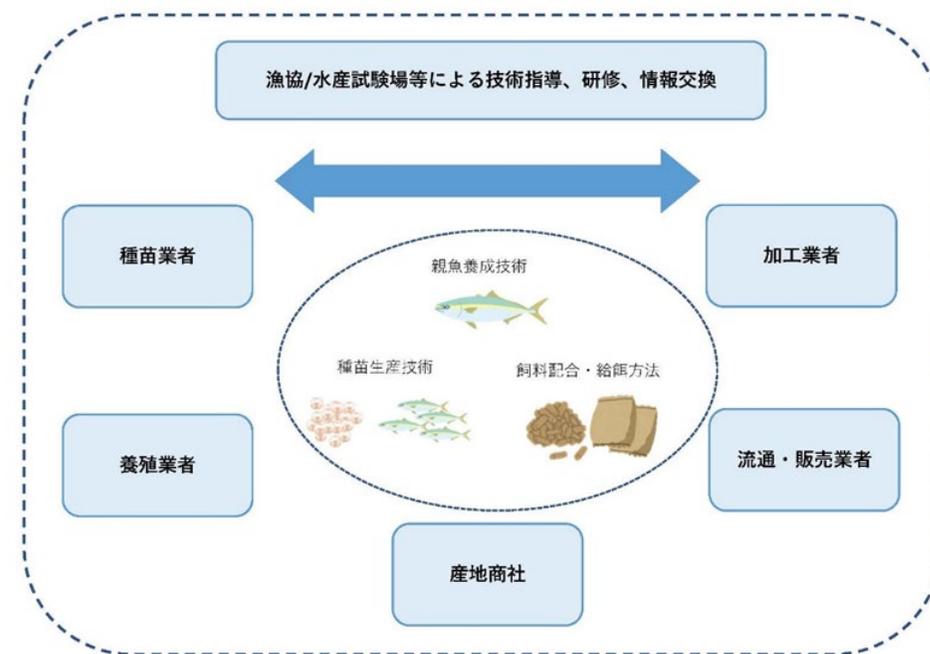
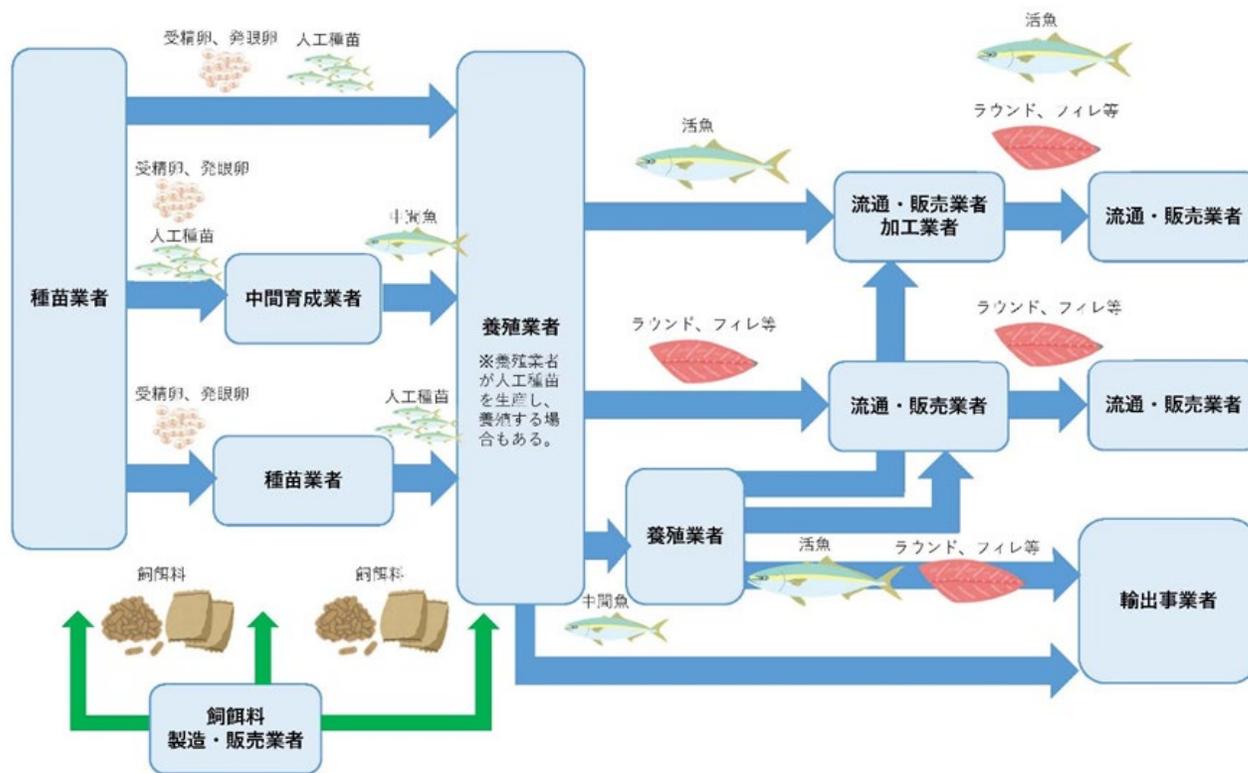
## 1 本ガイドライン作成の背景

- ◆ 農林水産省は、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画において、人工種苗に関する生産技術の実用化等の推進の他、「水産物の優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討」することとされている。
- ◆ これまで水産物の優良系統の保護に関する議論は十分に行われておらず、どのような考え方や制度によるべきかについての整理や、優良種苗の不正利用の防止方策についての検討が必要。
- ◆ 本ガイドラインは、**優良系統の保護の必要性に関する現状を整理**するとともに、**保護すべき対象や手法の整理、優良系統の保護に資する対応(保護が可能となる知的財産制度上の対応の整理、契約等の対応のあり方等)**を示す。

## 2 対象となる読者

- ◆ 本ガイドラインは、**養殖関係者一般を読者として想定**(ただし、優良系統の創出及び保護に密接に関連し、かつ、その主要な担い手になりうる養殖事業者が主たる検討対象。)

## 第2 養殖業における保護(総論): 養殖業における事業の流れ



※ 我が国の魚類養殖業(海面魚類養殖)は、地域や魚種ごとに違いはあるものの、魚類養殖業のサプライチェーンは、産地・地域毎に、**比較的小規模な養殖関係者が多数関与する形**で担われてきた。

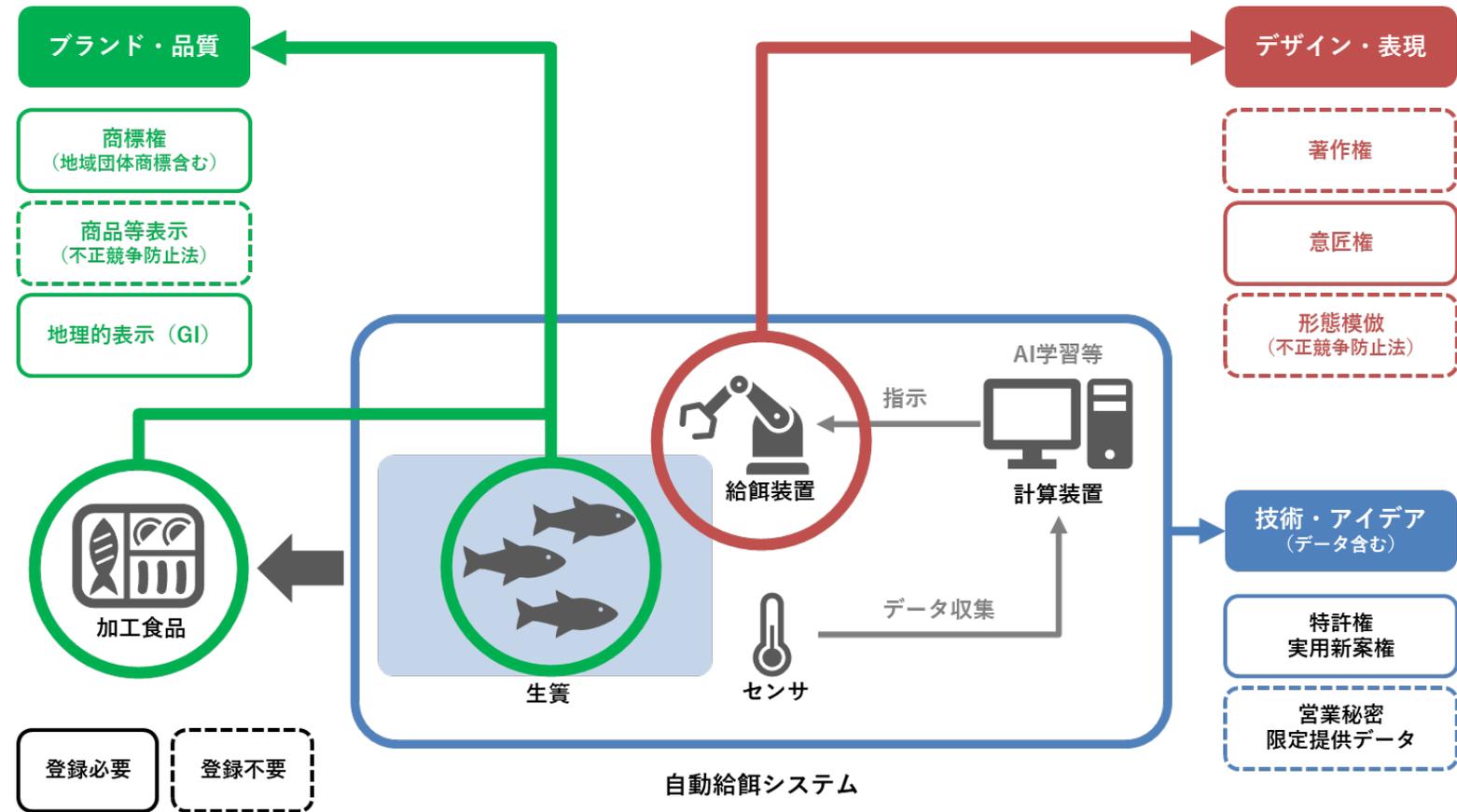
※ 養殖関係者間においては、これまで、魚類養殖業の親魚養成、種苗生産、中間育成、給餌、飼料培養等の工程に関する技術情報、手法等は共有するのが当たり前であり、**制限なく利用・提供されるべきとの考え方が一般的**。その結果、技術情報、手法等の持つ**知的財産としての価値に対する認識が乏しく、知的財産として管理を行おうとする意識が醸成されてこなかった**ケースも少なくない。

## 第2 養殖業における保護(総論): 養殖業における保護の対象

水産動物 (貝類含む)	種苗生産	親魚養成(日長や水温コントロールを含む。)、催熟ホルモン投与方法、採卵方法、孵化槽内の飼育水循環方法、育成槽内の飼育水循環方法、酸素ブロー設置方法・強度、孵化仔魚の飼育密度、生物餌料の培養や栄養強化方法、在庫尾数の推定方法、サイズの選別方法、沖出し方法
	種苗の導入	健苗性の推察方法、過去に蓄積した導入種苗の系統と飼育成績の相関データ
	飼料調製・給餌	飼餌料の調製技術、配合設計、給餌量と種類の切替え時期の判断要素、給餌方法、飼餌料の調達先
	衛生管理・疾病対策	飼育網の掃除方法、斃死魚の回収方法、ワクチンプログラム
	赤潮発生時の対応	赤潮発生予測、餌止めのタイミング
	在庫管理	尾数カウント方法、飼養密度、体重測定方法
	その他飼育管理全般	養殖場の選定、作業員の配置計画、労務管理、人材育成、飼育魚等の見回り、過去に蓄積した飼育管理と飼育成績の相関データ、資機材の設計や活用方法、真珠の挿核技術
	出荷	出荷時期の判断要素、出荷前の管理方法、活〆方法、抜血方法、水揚げ時の温度管理、氷の種類、冷却水中の塩分濃度、活魚輸送方法(密度、水温等)
	選抜育種	交配の組み合わせ、家系情報
	経営管理	財務情報、顧客情報、販売実績、新商品情報、人的ネットワーク
陸上養殖	飼育水の管理	ろ過方法、人工海水の組成、飼育水の組成、飼育水の調達方法
	排水の管理	排水方法(希釈等)
藻類	種苗の生産・増殖	フリー系状体の培養方法、系状体の貝殻への移植方法・株の組合せ、貝殻系状体の管理方法、採苗(殻胞子の種付け)の方法、網養生の方法、育苗(ノリ網の沖出し)のタイミングと方法、冷凍網の加工方法、採苗(種苗糸への胞子の付着、仮植)の方法、フリー配偶体の生産方法や株の組合せ、株の家系情報
	施肥	施肥の方法や組合せ
	防除	干出の方法、酸処理の方法
	収穫	収穫の方法、タイミング、回数、選別方法、異物除去の方法、ノリの製造方法
	その他栽培管理全般	小間の張り方(養殖場の選定)、干出の方法、漁具の撤収のタイミング、冷凍網の海面導入のタイミング、本養殖の方法(巻き込み法、挟み込み法)、養殖場の選定、作業員の配置計画、労務管理、人材育成、漁具等の見回り、過去に蓄積した栽培管理と栽培成績の相関データ、資機材の設計や活用方法
	経営管理	財務情報、顧客情報、販売実績、新商品情報、人的ネットワーク

## 第2 養殖業における保護(総論)： 養殖業における知的財産の保護方法

関連法令	保護対象	保護期間
特許法	発明	出願から20年
実用新案法	考案	出願から10年
種苗法	品種 ※ 水産植物含む	品種登録の日から20年 (例外的に30年)
意匠法	意匠	出願から25年
著作権法	著作物	原則として、著作者の死後70年
商標法	商標	更新する限り、半永久
GI法(食品、酒)	地理的表示	登録が取り消されない限り効力存続
不正競争防止法	営業秘密	-
	限定提供データ	-
	商品等表示	-
	商品の形態	最初の商品国内販売日から3年
家畜遺伝資源 不正競争防止法	家畜の遺伝資源 ※ 和牛のみ	-

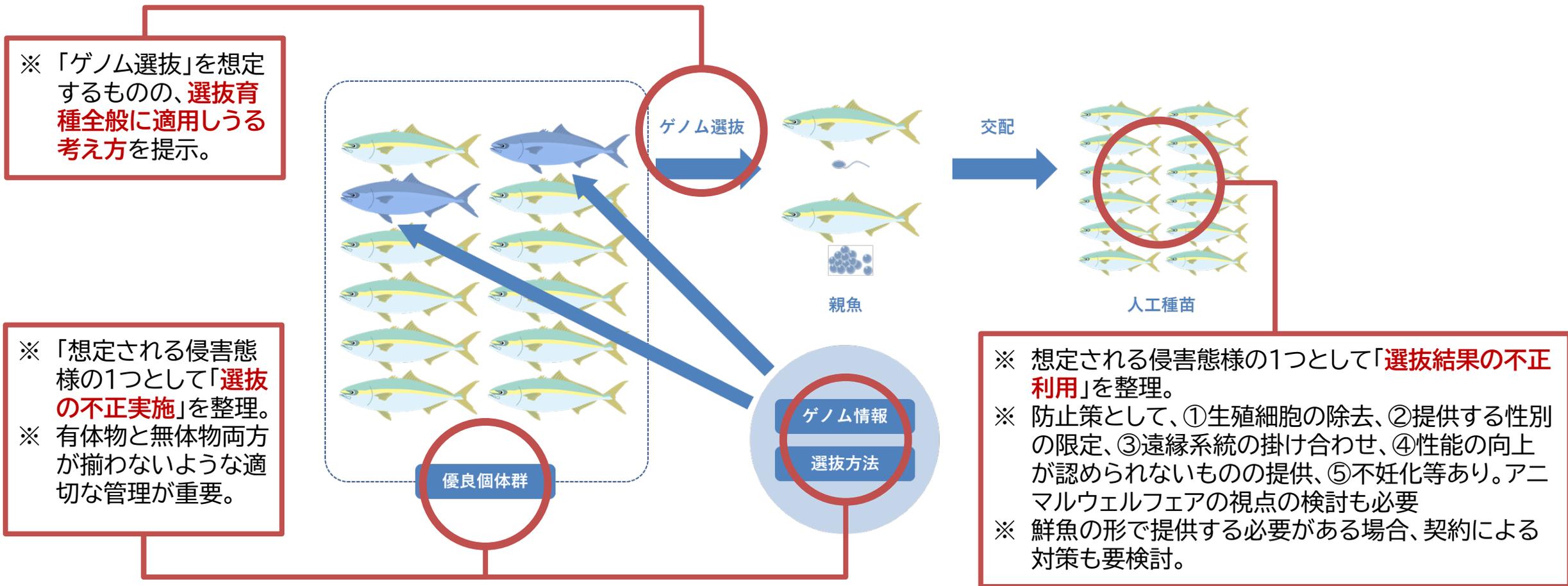


※ 知的財産の活用方法：①「自ら実施又は利用する方法」、②「第三者に実施又は利用させる方法(ライセンス)」、③「権利を譲渡する方法」等がある。

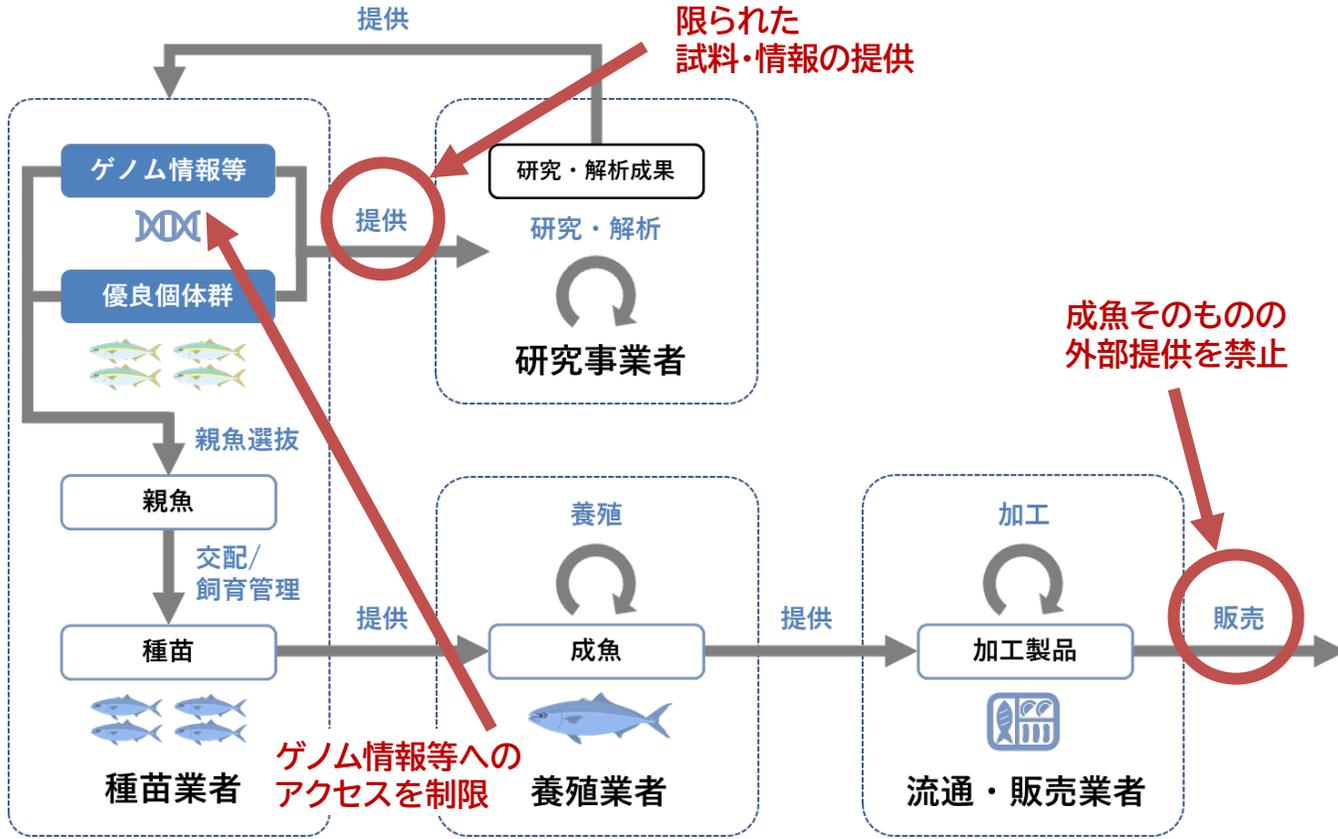
※ 権利化と秘匿の使い分け：「権利化(特許権、意匠権等)」又は「秘匿」が知財戦略の出発点。これらをベースに「オープン・クローズ戦略」を検討する。秘匿の具体的な考慮事項等は、「水産分野における秘密管理ガイドライン」を参照。

# 第3 優良系統の保護(各論): 「優良系統」「ゲノム選抜」を用いた事業の流れ

優良系統	ある開発者によって、優良形質が複数世代にわたり恒常的に発現させることが可能な状態 (親世代の魚が有する優良形質を次世代の魚において、意図的に再現可能な状態)
優良形質	各水産関係者が優良と評価する表現形質 (特に、①高成長、②病気に対する高い耐性、③環境ストレスに対する高い耐性等の商業的に有意な表現形質)



# 第3 優良系統の保護(各論): コンソーシアムの活用



- ※ コンソーシアム組成に先立ち、そもそも組成の必要があるか、コンソーシアムの設立が自己目的化していないか、コンソーシアム設立により如何なる価値が創出されるかを検討。
- ※ 参加への正・負のインセンティブの検討が必要。
- ※ 試料・情報の提供を促すために契約等による規律が有効な場面もあるが、何よりも、コンソーシアム自体が参加する魅力を備えることが重要。

## 【試料・情報の取扱いに関する検討事項(一例)】

- 試料・情報の目的外利用の禁止(許容されない形でのゲノム選抜への利用を含む)
- 試料・情報の第三者提供の禁止
- 試料・情報の秘密管理及び電磁的管理(例えばID・パスワード等による管理)
- コンソーシアムから離脱した場合の試料・情報の返還 又は廃棄・削除義務
- (契約違反の合理的な疑いがある場合の)監査対応義務

## 【運営に関する検討事項(一例)】

- コンソーシアムの運営・組織に関する意思決定方法
- コンソーシアムへの新構成員を追加する際の手続
- コンソーシアムの各構成員が果たすべき役割(参加時の資産・ノウハウ・役務提供を含む)
- コンソーシアムから生じた権利又は利益の帰属又は分配(知的財産権の取り扱いを含む)
- コンソーシアムから構成員が脱退する際の手続及び提供された試料・情報の取り扱い
- コンソーシアム解散の際の手続

種苗業者	ゲノム情報、優良個体群及び選抜方法・ノウハウを有する事業者群。
研究事業者	種苗生産業者群が提供するゲノム情報、優良個体群及び選抜方法・ノウハウを用いた新たな選抜手法その他の関連技術を開発する、あるいは、種苗生産業者群の求めに応じてゲノム情報等の解析を行う事業者群。大学その他の公的な研究機関もこれに含まれ得る。
養殖業者	種苗生産された種苗をその魚種の特성에見合った飼育環境下で飼育する事業者群。
流通・販売業者	養殖事業者群が成長させた成魚を加工し、これを市場にて販売する事業者。加工に際しては、成魚の生殖細胞を除去することを想定する。